

議案第 40 号

令和5年度宝塚市一般会計補正予算(第 10 号)

資料 1 (45) 市立病院の経営支援

1 概要

市立病院の資本的収支不足額の補てん財源[※]が令和 5 年度は 219,543 千円、令和 6 年度は 579,755 千円それぞれ不足する見込みです。各年度の補てん財源を確保するため、一般会計補助金 800,000 千円の繰出しを行うものです。

※ 補てん財源…公営企業会計は、収益的収入及び支出(「収益的収支」と資本的収入及び支出(「資本的収支」)の2つに区分されます。資本的収支の主な支出は建設改良費と企業債償還金、主な収入は企業債借入です。資本的収支の支出に対し、不足する収入を裏付ける財源を補てん財源といいます。

2 算出根拠

(1) 資本的収支不足額について

資本的支出(建設改良費、企業債償還金)に対する資本的収入(企業債借入等)の不足見込額は、令和 5 年度 1,053,342 千円、令和 6 年度 1,116,427 千円です。

(2) 補てん財源

資本的収支不足額に充てることができる補てん財源の見込額は、令和 5 年度 833,799 千円、令和 6 年度 536,672 千円です。

なお、損益勘定留保資金をはじめ次の3項目を補てん財源にできます。

ア 損益勘定留保資金

収益的収支には、現金支出を伴わない費用が含まれていることから、例えば、当年度純利益がゼロであっても、現金支出を伴わない費用の見合いとして収入した収益により手許に資金が残ります。このような資金を損益勘定留保資金といいます。現金支出を伴わない費用の具体例としては、減価償却費や資産減耗費(固定資産除却費)などが挙げられます。

イ 消費税及び地方消費税資本的収支調整額

資本的収入と資本的支出に含まれる消費税及び地方消費税は、消費税法の規定によって一部が減額され、現金支出が減少することから補填財源にできます。

ウ 過年度に発生した損益勘定留保資金並びに消費税及び地方消費税資本的収支調整額

過年度に発生した(ア)損益勘定留保資金並びに(イ)消費税及び地方消費税資本的収支調整額のうち、使用していない金額は、当年度の補てん財源に充てることができます。

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
当年度純損益	△ 323,414	△ 376,307
非資金費用(減価償却費等)の調整額	965,003	910,879
① 損益勘定留保資金(当年度分)	641,589	534,572
② 損益勘定留保資金(過年度分)	190,109	0
③ 消費税及び地方消費税資本的収支調整額(当年度分)	2,100	2,100
④ 消費税及び地方消費税資本的収支調整額(過年度分)	0	0
補てん財源見込額(①~④合計)	833,799	536,672

資本的収支不足額(資本的収入-資本的支出)	△ 1,053,342	△ 1,116,427
補てん財源見込額	833,799	536,672
補てん財源不足額	△ 219,543	△ 579,755

※ 項目ごとに端数処理を行なっているため、合計が一致しないところがあります。

(3) 補てん財源不足額

補てん財源見込額から資本的収支不足額を差し引いた補てん財源不足額は、令和5年度219,543千円、令和6年度579,755千円であり、合計額は799,298千円です。